

請願事項一覧（平成30年1月22日審査分）

請願番号 及び請願者	件名及び要旨	局の考え方	経過
【平成29年請願第18号】 名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会 代表者 三浦 孝明	1 国民健康保険料を大幅に引き下げること。 2 国民健康保険料の減免制度を拡充し、該当する金世帯を自動的に減免すること。	<p>本市では、平成22年度から国民健康保険料の均等割額を3%引き下げるなど、一般会計から多額の繰り入れにより、保険料の負担軽減に努めている。</p> <p>また、平成27年からは、消費税財源による拡充分を含めた保険者支援制度の全てを保険料軽減に充て、さらなる保険料の引き下げを図っている。</p> <p>平成29年度予算では、医療費の上昇に伴い、1人当たりの平均保険料は前年度に比べ増加したが、これらの軽減策を継続することにより、医療分と後期高齢者支援基金分を合わせた国民健康保険料の年額で、1万円程の負担軽減を図っているところである。</p> <p>平成30年度からは国民健康保険の都道府県単位化が行われるが、本市としては、現行の保険料水準に大きな変化が生じないようにするという方向性に基づき、検討を行っているところである。</p> <p>(参考)</p>	新規
		<p>本市では、大変厳しい財政状況の中ではあるが、本市独自の保険料の減免を実施しているところであり、本年度からは、みなし妻婦（夫）の方について、所得控除と共に、減免の適用を実施している。</p> <p>さらなる一般会計からの繰り入れが必要となる減免制度の拡充は、困難なものと考えている。</p> <p>また、減免制度は、特別の理由がある世帯に対する制度であり、それぞれの世帯の状況については、被保険者の方から申請をいただき、確認のうえ減免を行っている。</p> <p>このようないくつかの制度を適切に活用していただくためには、被保険者の方への周知が重要であると認識しております。保険料の納入通知書に「減免制度の案内チラシ」を同封している。また、特別軽減に該当していることが、よりわかりやすくなるよう、昨年度はそのチラシを改善したことになります。今年度は保険証の一斉更新時にも重ねてチラシを同封し、さらなる制度の周知に努めているところでありますので、ご理解賜りたい。</p> <p>(参考)</p>	新規
		<p>30歳の乳児から18歳までの子供は、均等割の対象としないこと。</p>	子どもとの均等割保険料の軽減措置については、国民健康保険法等の一部改正に対する参議院附帯決議により、国と地方の協議において、現行制度の趣旨や国民健康保険財政に与える影響等を考慮しながら、議論されることとなる。 <p>本市では、加入者の保険料負担を抑制するため、均等割額の3%引き下げを行うほか、所得割保険料の算定において、子育て中の世帯などに配慮した控除などを実施しているところであるので、まずは国と地方の協議について情報収集に努め、慎重に議論を見守るべきものと認識しているので、ご理解賜りたい。</p> <p>(参考)</p>

4 国民健康保険の資格証明書、短期保険証の発行や、無理な差し押さえはやめること。

資格証明書については、国民健康保険法に基づき、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を1年以上滞納した方に対して交付しているところである。

短期被保険者証の発行については、保険料を滞納しがちな被保険者に対して、より多くの接触機会を持ち、きめ細やかな納付相談を行なうために実施している措置である。また、差押えについては、納付相談や財産調査によって、世帯の状況をしっかりと把握した上で、度重なる催告を行っても、なお、十分な納付をしていただけない世帯に対して実施しているものである。差押えの前には、納付相談において生活実態をお聞きし、所得の減少などにより保険料の納付が困難な場合には、減免の適用などをご案内した上で、一括納付が難しいときには分割納付を認めるなどの柔軟な対応をしているので、ご理解賜りたい。

(不採用)

5 後期高齢者医療制度の保険料の9割軽減などの軽減特例を継続するよう国に求めること。

後期高齢者医療制度の保険料については、制度が始まった平成20年度から、制度変更による影響を緩和するために、低所得者及び被用者保険の被扶養者であつた者を対象に、保険料を軽減する特例措置が毎年の予算措置として講じられており、被保険者の負担軽減に大きな役割を果たしてきた。

国においては、世代間や世代内の負担を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直しについての議論が重ねられてきたところであり、その結果として、「所得割の5割軽減は、平成39年度に2割軽減、平成30年度に本則どおり軽減なしとする」、「元被扶養者の均等割9割軽減は、平成29年度に5割軽減、平成30年度に7割軽減、平成31年度に本則どおり加入後2年間のみ5割軽減とする」とされたところであるが、一方、「均等割の9割、8.5割軽減は、低所得者に配慮して今般は据え置きとし、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて見直す」とされ、平成29年度保険料が賦課されているところである。このように、低所得者の保険料の均等割を9割軽減、8.5割軽減する特例は今般は維持されたところであるが、本市としては、今後とも所得の低い方に十分な配慮がなされるよう、実施主体である愛知県後期高齢者医療広域連合を通じて、必要な意見を述べてまいりたいと考えている。

(採用)

6 介護保険料を引き下げ、介護保険料及び介護保険利用料の独自の減免制度を新設すること。

まず、介護保険料額については、3年ごとに保険給付費の伸び、保険料の収納率等を見込み、算定しているのでご理解賜りたい。

また、介護保険制度は、全国一律の制度であることから、保険料及び利用料の負担軽減については、本来、法制度の枠組みの中で対応すべきものと考えておりますが、低所得者の方々に対する介護保険料及び利用料の負担軽減拡大など、必要な措置を講ずるよう、大都市民生主管局長会議等の要望活動を通じ、国に対し要望しているところである。

平成27年度の制度改正においては、国の施策により、消費税率の改定分を財源とした保険料軽減の拡充が講じられたところである。今後の消費税を財源とする、さらなる保険料軽減強化に関しては、国の動向を注視し、適切に対応して参りたいと考えている。

利用料に関しては、世帯の課税状況等により、一定以上負担した場合には負担額が返還される「高額介護サービス費」及び「高額医療合算介護サービス費」の制度がございます。低所得の方の利用料及び保険料の負担軽減につきましては、国に対して引き続き要望して参りたいと考えております。

	<p>なお、本市では、認知症高齢者グループホームに入居する低所得の方に対する居住費の助成を、平成30年1月から実施しているところです。</p> <p>(係長)</p> <p>本市では、平成28年6月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、これまでの介護予防訪問介護と同様の基準による専門的なサービスに加え、多様な扱い手による、要支援の方についても、ケアマネジメントにおいて、ご本人の意向や心身の状況を丁寧に聞き取った上で、ご本人の状態に応じた必要なサービスをご利用いただいている。今後も、引き続き周知や丁寧な説明に努めるとともに、適切なサービス利用につなげてまいりたい。</p> <p>(係長)</p>	新規
7 要支援者が今までどおり介護サービスを受けられるようになります。	マクロ経済スライドの適用を中止することを求める意見書提出に関する件	<p>「マクロ経済スライド」をはじめとする現在の公的年金制度の財政フレームは、平成16年の年金制度改革の際に、急速に進行する少子高齢化を見据え、将来にわたって、年金制度を持続的に安心できるものとするため、改正によって定められたものである。</p> <p>さらに、賃金・物価が下落した局面においては調整を行うことができない「マクロ経済スライド」について、調整できなかった分を翌年度以降の賃金・物価が上昇する局面に持ち越して調整を行う、「キャリーオーバー制度」を平成30年4月から導入する年金改革法が、平成28年12月に国会で可決、成立したところである。</p> <p>なお、平成29年度の年金額については、賃金・物価共に下落したため、マクロ経済スライドは適用されなかつたところである。</p> <p>(不採択)</p>
【平成29年請願第20号】 全日本年金者組合愛知県本部名古屋市内協議会 議長 渡邊 義巳		

